

太田ユネスコ協会運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田ユネスコ協会運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、太田ユネスコ協会（以下「補助対象者」という。）に対し、ユネスコ精神にのっとり、教育・科学・文化を通じて国際理解と国際協力を進め、世界平和に貢献する事業に要する経費の一部を交付することにより、地域社会の意識向上と次代を担う青少年の健全育成を図り、併せて会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象者の主催事業である英語キャンプ、国際理解バス、作品展、弁論大会、新聞発行、広く市民への理解と普及を図るための事業費等を対象とする。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金交付の対象となる経費の総額の5分の1以内を基準とし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の経理)

第5条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を他の経費と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

(書類の整備等)

第6条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助対象者の当該年度における収入支出決算において、著しく繰越金を生じたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた補助対象者については、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。